別表第十二写真の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 写真 | 一　写真一般<br>写真の歴史<br>光学と色彩の基礎理論<br>二　写真機材<br>レンズ及びフィルターの種類、構造及び使用方法<br>光源の種類、構造及び使用方法<br>三　撮影法<br>採光の方法<br>撮影の方法<br>四　服飾に関する知識<br>服飾の知識<br>五　肖像写真デジタル制作法<br>デジタル画像理論<br>ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法<br>ソフトウェアの種類、機能及び使用方法<br>六　関係法規<br>著作権法関係法令及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）関係法令のうち、写真制作に関する部分<br>七　安全衛生<br>安全衛生に関する詳細な知識 | 肖像写真デジタル作業<br>肖像写真デジタル制作<br>写真の修復 |

別表第十三写真の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 写真 | 一　写真一般<br>写真の歴史<br>光学と色彩の基礎理論<br>二　写真機材<br>レンズ及びフィルターの種類、構造及び使用方法<br>光源の種類、構造及び使用方法<br>三　撮影法<br>採光の方法<br>撮影の方法<br>四　服飾に関する知識<br>服飾の知識<br>五　肖像写真デジタル制作法<br>デジタル画像理論<br>ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法<br>ソフトウェアの種類、機能及び使用方法<br>六　関係法規<br>著作権法関係法令及び個人情報の保護に関する法律関係法令のうち、写真制作に関する部分<br>七　安全衛生<br>安全衛生に関する詳細な知識 | 肖像写真デジタル作業<br>肖像写真デジタル制作<br>写真の修復 |

別表第十三の二鉄筋施工の項学科試験の欄中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構法及び特徴」を「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の建築構造の種類及び特徴」に、「鉄筋工事用材料の種類、規格、性質及び用途」を「鉄筋工事用材料の種類、規格、性質及び用途」に改め、同項実技試験の欄中「鉄筋組立て作業」を「鉄筋組立て作業」に改める。

別表第十三の三建築板金の項学科試験の欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

| | |
|---|---|
| 三　建築構造 | 別表第十三の四建築板金の項学科試験の欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 |
| 三　建築構造 | 別表第十四中写真の項を削る。 |

**附　則**

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、職業能力開発促進法施行規則別表第十三の二の改正規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

**○厚生労働省令第百五十五号**

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改める。